

平成 2 2 年第 5 回臨時会

上 里 町 議 会 会 議 録

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日開会
平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日閉会

上 里 町 議 会 事 務 局

平成 2 2 年第 5 回上里町議会臨時会議事録第 1 号

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日（木曜日）

議事日程 第 1 号及び本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長提出議案第 5 5 号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 5 町長提出議案第 5 6 号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 町長提出議案第 5 7 号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（14人）

1 番	植 原 育 雄 君	2 番	山 下 博 一 君
3 番	植 井 敏 夫 君	4 番	高 橋 正 行 君
5 番	納 谷 克 俊 君	6 番	中 島 美 晴 君
7 番	荒 井 肇 君	8 番	新 井 實 君
9 番	小 暮 敏 美 君	10 番	杳 澤 幸 子 君
11 番	高 橋 仁 君	12 番	伊 藤 裕 君
13 番	根 岸 晃 君	14 番	伊 藤 邦 明 君

欠席議員 なし

-----◇-----

説明のため出席した者

町 長 関 根 孝 道 君	教 育 長 山 下 武 彦 君
参与兼総務課長 高 野 正 道 君	総合政策課長 石 原 秀 一 君

-----◇-----

事務局職員出席者

事 務 局 長 戸 矢 隆 光	次 長 須 田 孝 史
-----------------	-------------

◎開会・開議

午前 9 時 0 0 分開会・開議

- ◇-----
- 議長（齊藤 邦明君） ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、平成 22 年第 5 回上里町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

-----◇-----

◎日程第 1 会議録署名議員について

- 議長（齊藤 邦明君） 日程第 1 会議録署名議員について 会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において、10 番沓澤 幸子議員、11 番高橋 仁議員、12 番伊藤 裕議員、以上の 3 名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

-----◇-----

◎日程第 2 会期の決定について

- 議長（齊藤 邦明君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（齊藤 邦明君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

-----◇-----

◎日程第 3 提出議案の報告について

- 議長（齊藤 邦明君） 日程第 3 提出議案の報告について 町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。事務局。

〔事務局報告〕

-----◇-----

◎日程第 4 町長提出議案第 55 号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

- 議長（齊藤 邦明君） 日程第 4 町長提出議案第 55 号、上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 関根 孝道君発言〕

- 町長（関根 孝道君） 皆さん、おはようございます。議案第 55 号、上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案を申し上げます。

はじめに提案理由について申しあげます。平成 22 年 8 月 10 日付けの人事院勧告等及び同年 9 月 17 日付け埼玉県人事委員会勧告等を踏まえ、公・民給与の格差を是正するため、職員の給与を改定したいので所要の改正を行いたく本案をご提案申しあげる次第でございます。

慎重ご審議をいただきご議決賜りますようお願い申しあげます。なお、詳細については担当課長から説明をいたさせます。

- 議長（齊藤 邦明君） 次に担当課長より補足説明を求めます。参与兼総務課長。

- 参与兼総務課長（高野 正道君） 議案第 55 号の関係についての改正概要についてご説明をさせていただきます。まず本年度の人事院勧告等における給与勧告に係るポイントを申し上げますと、月例給、ボーナスとも引き下げられております。

引き下げの幅につきましては、国家公務員で申し上げますと額にして平均年間給与で 9 万 4,000 円、率で 1.5 パーセントの引き下げで、昨年の 2.4 パーセントに続いての引

き下げとなります。

まず、月例給では民間給与との格差でありますマイナス0.19パーセントを解消するため、給料月額を引き下げ改定となっております。また、給与構造改革の俸給水準の引き下げに伴う経過措置についての算定基礎額も同様に0.23パーセントを引き下げるものとしております。

次に期末・勤勉手当についても0.2ヶ月の引き下げ、年間でみると4.15ヶ月が3.95ヶ月となります。6月期につきましては、既に1.95ヶ月で支給済みのため、12月期では現行の2.2ヶ月を2.0ヶ月に、0.2か月分の引き下げになります。

埼玉県人事委員会の給与勧告についてもほぼ同様の趣旨となっております。

政府は、11月1日に給与関係閣僚会議を開催いたしまして、人事院勧告の実施を決定し、臨時国会への関係法令の改正案を提案しており、埼玉県におきましても、10月定例議会において改正条例の議決が行なわれ既に施行されております。

本町におきましても、人事院勧告の趣旨や国の取扱い方針を踏まえ、職員の給与改定を行なうものであります。

次に条文の概要について説明をさせていただきます。議案の1ページをご覧ください。はじめに第1条といたしまして、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。給与改定に関わる改正点を申しあげますと、第17条第2項中、12月に支給する期末手当の額を「100分の150」を「100分の135」に改め、同条第3項中再任用職員の期末手当の適用について、「100分の150」を「100分の135」に改めます。第18条第1号中、勤勉手当の額を「100分の70」を6月に支給する場合は「100分の70」、12月に支給する場合は「100分の65」に改め、同条第3項中、再任用職員の勤勉手当の適用については「100分の35」を、6月に支給する場合は「100分の35」、12月に支給する場合は「100分の30」に改めます。

別表であります行政職給料表1を全面改正いたします。2ページから6ページまでのとおりでございます。

7ページをご覧ください。同じく第2条といたしまして上里町職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。

はじめに第17条第2項の一部改正では、6月に支給する期末手当の支給額を「100分の125」から「100分の122.5」に改め、12月に支給する期末手当の支給額を「100分の135」を「100分の137.5」に改めます。

第18条第2項第1号の一部改正では、再任用職員以外の職員の勤勉手当の額について6月支給の「100分の70」と、12月期支給の「100分の65」を「100分の67.5」に改めます。

第18条第2項第2号の一部改正では、再任用職員の勤勉手当の額について、6月期支給の「100分の35」と12月期支給の「100分の30」を「100分の32.5」に改めます。

第3条として平成21年度に制定いたしました上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正を行うものです。

附則第6条第1項の規定は、給与構造改革の実施により給料表の引き下げに伴う経過措置の算定基礎額についても今回の給料表の引き下げ改定が行なわれるため、給料月額の改定に併せ「100分の99.76」を「100分の99.53」を乗じて得た額に引き下げます。ただし附則別表第2に掲げます減額改定対象外職員は除くものといたします。

附則についてでございますが、第1項では施行期日として交付の日の属する月の翌月の初日から施行いたします。なお、交付する日が月の初日である場合はその日となります。ただし第2条の規定につきましては、平成23年4月1日から施行いたします。

第2項では施行日前の異動者の号給の調整として権衡上必要と認められる限度内において必要な調整ができるものとしております。

第3項では、第2項の適用にあたって職員が受けていた号給等の基礎を規定したもので、第1条の規定による改正前の上里町職員の給与に関する条例やこの条例に基づく規則の規定といたしております。

第4項では、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置を規定したものであります。

この規定は、平成22年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る格差相当分を年間給与でみて解消するため4月の給与に調整率0.16パーセントを乗じて得た額を、4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された期末・勤勉手当の額に調整率0.16パーセントを乗じて得た額の合計額に相当する額を平成22年12月の期末手当の額から減額調整するものであります。なお、減額調整対象者となる職員は、今回の給与条例の改正に伴い、給与月額が改定になる職員、及び附則第6条第1項に該当する職員となっております。

第5項では、附則第2項から第4項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めるものとしております。

以上をもちまして、上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の内容説明とさせていただきますと思います。

○議長（齊藤 邦明君） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

10番 沓澤 幸子議員。

○10番（沓澤 幸子君） 詳しく説明していただいたわけですがけれども、いま上里の職員が178名おられるのだと思いますけれども、今回減額の対象から外れる方も何名かおられるようでありますけれども、減額の対象になられる職員の人数と一番減額率の高い、減額幅の高い方たちは、年間どの位の減給になるのか。また、若い方にはあまり減額率は低いようでありますけれども、一番低い方ではどの位の減給になるのか、そのことについて教えてください。

○議長（齊藤 邦明君） 参与兼総務課長。

○参与兼総務課長（高野 正道君） 今回の給与改定に伴う職員の人数の内訳でございますけれども、減給をされる職員が101名、うち34人については減給保障というかたちになります。減額改定対象外の職員につきましては78人ということでございます。内訳については、9ページの上のほうにあります給料表の給料表職務の級、号給等にかかっている職員が現在78名でございます。それと今回の改定に伴いまして、どの位かということでございますけれども、基本的には今回の人勧につきましては、中高年層が受ける高給については引き下げということでございますので、比較的若い職員、町で言えば主査ですとか主任程度については、それ程の金額の改定は無いということでございますから、主に大きく影響を受けるのは、町という幹部職員等々が大きく影響を受けると思います。これは人勧の考え方の中で、やはり民間と公務員との差額を調整するというのが主旨でございます。その中で民間については、既に50歳以上の方については、相当給料等の見直しをされているということでございますので、そういう意味で町の職員についても、町の課長・課長補佐クラス等々については、かなり減額になっているというかたちになっているところでございます。

○議長（齊藤 邦明君） 10番 沓澤 幸子議員。

○10番（沓澤 幸子君） 減額になっているということは判ったのですがけれども、かなりというところが平均でいう9万4千円ということで上里町もそうなのかどうか。町の職員

の中の具体的な事例とすれば一番減額される方はいくら位になるのかな、ということを知りたいと思ったのですけれども、わかりませんか。

○議長（齊藤 邦明君） 参与兼総務課長。

○参与兼総務課長（高野 正道君） 今回の改定に伴います職員の影響額でございますけれども、全協の中でもご説明したとおり概算では約1, 200万程度の減少するものと想定しているところでございます。個々の金額については、例えば課長職の方がどの位とかです。また各職給の中でどの程度というのは、今資料を持ち合わせておりませんのでそれについてもわかり次第ご報告させていただきます。

○議長（齊藤 邦明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑がないようですのでこれで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番 沓澤 幸子議員。

○10番（沓澤 幸子君） 10番の沓澤幸子です。議案第55号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対であります。既に国会でも確定し、県のほうでも確定しているようでありましてけれども、今日の日本の経済は本当に疲弊しております。そういう状況の中で給与を引き下げていくということは、ますます消費力を落としていくことであり、日本経済を崩壊の方向に進めていく道であるというふうに思います。特に民間に合わせるといっておりますけれども、人事院勧告で公務員の給与が減っていくことにつられて、ますます来年の春闘も闘えないそういうかたちで民間の給与も引き下がっていく。悪循環を繰り返しているというふうに考えます。今回平均で9万4千円、本当にとんでもない減額率だというふうに思っています。今、本当に国の政治が混迷しているもとで、まじめに働いてきてやっと少ない給料からがんばって、がんばって管理職になって定年を迎える前になって、こういうひどい仕打ちを受けるということは許しがたいなというふうに考えています。そういう考えの下で、この条例等の一部を改正する条例について反対であります。

○議長（齊藤 邦明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（齊藤 邦明君） ないようですので、これで討論を終了いたします。これより、議案第55号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（齊藤 邦明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

-----◇-----

◎日程第5 町長提出議案第56号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第6 町長提出議案第57号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（齊藤 邦明君） 日程第5、町長提出議案第56号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件、日程第6、町長提出議案第57号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根 孝道君発言〕

○町長（関根 孝道君） 議案第５６号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第５７号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての２議案を一括して提案を申しあげる次第でございます。

はじめに提案理由でございますが、先ほど上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の提案説明で申しあげましたように、人事院勧告等により一般職員の給与改定に合わせまして、上里町長、副町長、上里町教育委員会教育長、及び上里町議会の議員の期末手当の額の改定をいたしたく所要の改正を行うものでございます。

慎重ご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。なお、詳細については担当課長から説明をいたさせます。

○議長（齊藤 邦明君） 次に担当課長より補足説明を求めます。参与兼総務課長。

○参与兼総務課長（高野 正道君） それでは改正概要についてご説明させていただきます。議案第５６号 １１ページをお願いいたします。まず主な改正点でございますが、職員の期末・勤勉手当の額が０.２ヶ月引き下げられましたので、同様に期末手当の引き下げを行なうものであります。

まず、上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第１条といたしまして、上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正するもので、期末手当の額を規定している第５条第２項中１２月期を「１００分の２２０」を「１００分の２００」に改めます。

第２条といたしまして同じく第５条第２項中の６月期分を「１００分の１９５」を「１００分の１９０」に、１２月期分を「１００分の２００」を「１００分の２０５」に改めます。

第３条では、上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正するもので、期末手当の額を規定している第５条第２項中１２月期を「１００分の２２０」を「１００分の２００」に改めます。

第４条として同じく第５条第２項中の６月期分を「１００分の１９５」を「１００分の１９０」に、１２月期分「１００分の２００」を「１００分の２０５」に改めます。

施行期日ですが、第１条及び第３条については交付の日の属する月の翌月の初日から施行すると規定いたしました。第２条及び第４条につきましては平成２３年４月１日から施行することになります。

次に上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例ですが、第１条といたしまして上里町の議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、期末手当の額を規定している第５条第２項中１２月期を「１００分の２２０」を「１００分の２００」に改めます。

第２条として同じく第５条第２項中の６月期分を「１００分の１９５」を「１００分の１９０」に、１２月期分「１００分の２００」を「１００分の２０５」に改めます。

施行期日でございますが、いずれも条例の附則をおきまして、公布の日の属する月の翌日の初日から施行すると規定いたしました。なお、公布する日が月の初日であるときはその日となります。

以上をもちまして、上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。

○議長（齊藤 邦明君） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。
質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

○議長（齊藤 邦明君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（齊藤 邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（齊藤 邦明君） ないようですので、これで討論を終了いたします。これより、議案第５６号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（齊藤 邦明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤 邦明君） 続いて、お諮りいたします。これより議案第５７号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（齊藤 邦明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎閉 会

○議長（齊藤 邦明君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
これをもちまして、平成２２年第５回上里町議会臨時会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

午前９時２５分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 会 議 長 齊 藤 邦 明

議 会 議 員 沓 澤 幸 子

議 会 議 員 高 橋 仁

議 会 議 員 伊 藤 裕